

# 副首都・大阪にふさわしい大都市制度 《特別区（素案）》 （追加資料）

平成30年2月22日

大都市制度（特別区設置）協議会  
事務局：副首都推進局

# 目 次

## ◆ 事務分担

- 1 事務分担（案）が変更となる事務について .....事務- 1
- 2 「検討中」とした事務について .....事務- 2
- 3 事務数の変更について .....事務- 3

### 【参考】

- ・ 新たな大都市制度における  
特別区・大阪府の権限イメージ .....事務- 4

# 1 事務分担（案）が変更となる事務について

- 第3回協議会（H29.9.29開催）で提出した事務分担（案）について、国との調整（協議）を踏まえ、下記の事務分担（案）を変更。

事務の名称	権限	関係府省	国の意見等	事務分担の変更案	変更の考え方
河川事業 （8→12事務）	政令市・ 都道府県・ 一般市	国土交通省	・河川法の趣旨を踏まえると、特別区が河川事業を実施する場合は河川法第16条の3に基づき事業を実施すべき。	特別区 ↓ 大阪府 特別区	○一級河川において、次のように大阪府・特別区で分担。 ・大阪府は、耐震対策工事や大規模改修工事及び許認可等に関する事務を実施 ・特別区は、河川法第16条の3に基づく事務を実施（大阪市がこれまでまちづくりに即した河川整備・管理を行ってきた河川において、引き続き親水環境整備やその維持等を実施）
生活のしづらさなどに関する調査 （全国在宅障がい児・者等実態調査）	中核市	厚生労働省	・国の委託先は大阪府であり、調査回答は府が集約して行うべき。	特別区 ↓ 大阪府 特別区	○5年毎に実施される調査であり、府が集約して国へ回答することとなるため、取りまとめ業務は大阪府で実施。調査の実施は特別区。
あんしんさぽーと事業 （日常生活自立支援事業）	政令市	厚生労働省	・本事業は、都道府県又は政令市の社会福祉協議会が実施する事業に対し補助金を交付するもの。	特別区 ↓ 大阪府	○大阪府社会福祉協議会で実施される事業に対する国庫補助申請等事務のため、一元的に大阪府で実施。
社会福祉法人認可・社会福祉事業の業務管理体制の届出関係等事務（5事務）	政令市	厚生労働省	・特別区域にかかる事務の実施主体がどうなるのか明示すべき。	終了 ↓ 大阪府	○特別区を含む複数の自治体で活動する社会福祉法人等の所管事務のため、一元的に大阪府で実施する旨明記。
乳児院等の不動産登記に関する証明書発行事務	政令市	厚生労働省	・特別区域にかかる事務の実施主体がどうなるのか明示すべき。 ・登録免許税法に基づく証明書発行事務は、施設の設置認可事務と一体で実施すべき。	終了 ↓ 一部事務組合	○乳児院等の認可事務は、一部事務組合で実施することとしているため、一体で実施する旨明記。

## 2 「検討中」とした事務について

- 「検討中」としていた下記事務については、現在、大阪府市において事業のあり方を検討中であるが、現時点における事務分担（案）の考え方を以下の通り整理。

### ■ 水道事業等

事務の名称	権限	分担案	事務分担（案）の考え方
水道事業(※)	一般市	検討中 ↓ 大阪府	○以下の観点から大阪府の事務として整理。 ・これまで大阪市水道事業が培ってきた大規模事業体としてのノウハウ等の活用 ・大阪市域を含めた広域水道の基盤強化 ・国において都道府県の役割強化に向けた水道法改正を予定
工業用水道事業(※)	一般市	検討中 ↓ 大阪府	○工業用水道事業は水道事業と一体的に事業を実施していることから、水道事業とともに、大阪府の事務として整理。

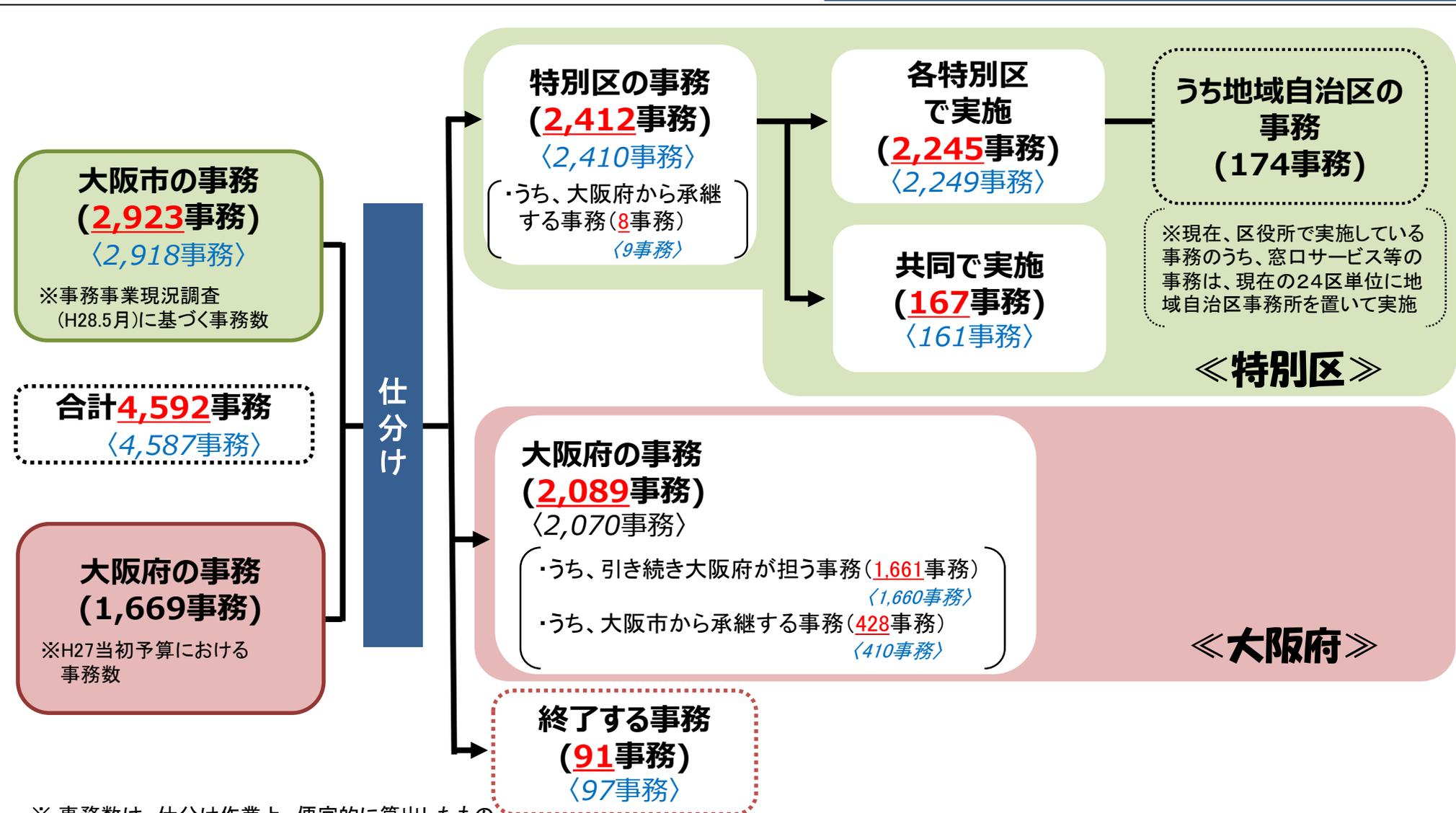
※ 特別会計繰出金業務を含む

### ■ 弘済院事業

事務の名称	権限	分担案	事務分担（案）の考え方
附属病院 第一特別養護老人ホーム 第二特別養護老人ホーム	一般市	検討中 ↓ 一部事務組合	○弘済院附属病院や特別養護老人ホームは、認知症高齢者等の地域医療・福祉サービスの拠点として、各特別区の高齢者福祉施策と連携しながら実施していくのが効果的であり、また、大阪市域外の施設であることから、一部事務組合の事務とする。 ○なお、現在、今後の弘済院事業のあり方の検討が行われていることから、その内容が確定した場合には、改めて事務分担の整理を行う。

# 3 事務数の変更について

第3回協議会（H29.9.29開催）提出資料からの変更  
 （下線部分が変更箇所。〈 〉内は変更前の事務数）



※ 事務数は、仕分け作業上、便宜的に算出したもの  
 したがって、大阪市・大阪府で事務数の算出単位が異なる事務や大阪市・大阪府で重複する事務も含まれる

# (参考) 新たな大都市制度における特別区・大阪府の権限イメージ

	こども、福祉	健康・保健	教育	環境	まちづくり、都市基盤整備	住民生活、消防・防災等
都道府県	保育士・介護支援専門員の登録  身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置	麻薬取扱者（一部厚労大臣権限）の免許  精神科病院の設置  臨時の予防接種の実施	小中学校学校編制基準、教職員定数の決定  私立学校（幼稚園除く）、市町村立高等学校の設置認可	第一種フロン類回収業者の登録  浄化槽工事業・解体工事業の登録	指定区間の一級河川の管理	警察（犯罪捜査、運転免許等）
	<b>大阪府の事務</b>		私立幼稚園の設置認可  重要文化財の管理に係る指揮監督  埋蔵文化財の調査発掘に関する届出の受理	公害健康被害の補償給付		
政令指定都市	身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置（任意）  児童相談所の設置	精神障がい者の入院措置  特定毒物の製造許可  動物取扱業の登録	県費負担教職員の任免等の決定  遺跡の発見に関する届出の受理  博物館の設置登録	建築物用地下水の採取の許可  工業用地下水の採取の許可	都市計画（マスタープラン、都市再生特別地区）  指定区間外の国道、県道の管理  指定区間の一級河川（一部）の管理	
中核市	母子父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け	犬・ねこの引取り  保健所の設置  飲食店営業等の許可	<b>特別区の事務</b>		屋外広告物の条例による設置制限  サービス付高齢者向け住宅事業の登録  市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可	
	<b>大阪府の事務</b>		県費負担教職員の研修  重要文化財（一部）の現状変更等の許可	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可  ばい煙発生施設・ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理		

中核市	保育所・認定こども園（幼保連携型）、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定（一部を除く） 第一種社会福祉事業の経営許可・監督 障がい福祉サービス事業者の指定 身体障がい者手帳の交付	温泉の利用許可 旅館業・公衆浴場の経営許可 理容所・美容所の位置等の届出の受理 薬局の開設許可 毒物・劇物の販売業の登録	<b>特別区の事務</b>	土壌汚染の除去等の措置が必要な区域の指定 浄化槽の設置の届出の受理 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	土地区画整理組合・防災街区計画整備組合の設立の認可	
					開発審査会	
一般市・町村	保育所の設置・運営 生活保護（市・福祉事務所設置町村が処理） 養護老人ホームの設置・運営 障がい者自立支援給付（一部を除く） 身体障がい者相談・知的障がい者相談の委託 介護保険・国民健康保険事業	市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 母子健康手帳の交付 埋葬、火葬の許可	小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助 県費負担教職員のサービスの監督	一般廃棄物の収集・処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ） 浄化槽清掃業の許可	水道事業の運営 下水道の整備・管理運営 都市計画（用途地域等）	消防・救急活動
					<b>大阪府の事務</b>	都市計画（地区計画等） 市町村道の建設・管理 準用河川の管理 災害の予防・警戒・防除等（その他） 戸籍・住基

※ 白色部分は大阪府の事務  
 ※ 濃色部分は東京特別区の権限